

藤枝法人会報



〈浜当目トンネル開通〉

No. 107

平成29年6月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会
員
募
集
中

公益社団法人 藤枝法人会 第5回定時総会開催

とき：平成29年5月22日(月)
会場：ホテルアンビア松風閣

公益社団法人藤枝法人会 第5回定時総会を、5月22日(月) ホテルアンビア松風閣を会場に、藤枝税務署長 深尾俊一様、静岡県藤枝財務事務所徴収統括監 戸加里則明様、東海税理士会藤枝支部 支部長 増田和宏様をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り開催致しました。

決議事項の第1号議案 平成28年度決算承認の件、第2号議案 役員選任案承認の件は異議なく承認可決され終了しました。

最後に、ご来賓を代表して藤枝税務署長 深尾俊一様、静岡県藤枝財務事務所徴収統括監 戸加里則明様、東海税理士会藤枝支部 支部長 増田和宏様の3名の方々にご祝辞をいただきました。

記念講演会は、一般参加の聴講者も加わり、講師にフリーキャスター 伊藤聡子氏を講師にお迎えし、「地域から日本を変える！これからの企業のあり方」と題してご講演いただきました。

- 公益社団法人藤枝法人会
第五回定時総会次第**
- 一. 開会の辞
 - 二. 会長あいさつ
 - 三. 議長選出
 - 四. 定足数の確認
 - 五. 議事録署名人選出
 - 六. 議 事
 - (一) 決議事項
 - 第一号議案 平成二十八年度決算承認の件
監査報告
 - 第二号議案 役員選任案承認の件
 - (二) 報告事項
 - ①平成二十八年度事業報告
 - ②平成二十九年度事業計画及び収支予算
 - ③平成三十年度税制改正要望について
 - 七. 来賓祝辞
 - 八. 閉会の辞

(司会) 坪井総務厚生委員長



ご来賓の皆様方



牧田会長 挨拶



〈ご祝辞〉

深尾税務署長 様



戸加里財務事務所徴収統括監 様



増田税理士会支部長 様



自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

I. 概況

公益社団法人としての使命を達成するために、税知識の普及、納税意識の高揚とe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進、税制提言事業、経営支援事業、地域社会貢献事業等、公益目的事業に主軸を置き様々な活動を展開して参りました。

また、会組織の強化、財政基盤強化のため、本会・青年部会・女性部会一体となって会員拡充に努めました。

II. 主な活動は次のとおりです。

<公益目的事業>

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、税制・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施し、税知識の普及による納税意識の高揚に努めました。

(2) 税制・税務の普及広報事業

税制・税務に関する研修会・講演会・セミナーの充実を図るとともに、「藤枝法人会報」No104・No105・No106の発行・配布及び全法連機関紙「ほうじん」春号・夏号・秋号・新年号を配布しました。

また、e-Taxの利用拡大につきましては、藤枝税務署と連携協働を図りながら、本会が開催する会議、研修会、講演会、会報を通し、積極的利用を呼びかけました。また当会ホームページ上にもe-Tax等のバナーを設置し一般の企業及び市民に対する税務の普及啓発活動に努めました。

(3) 税の啓発及び租税教育事業

次世代を担う児童や生徒に税金への理解と関心を深める目的で、小学生対象の夏休み親子税金教室、大学生対象の租税教室を実施しました。また、小学生対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

(4) 税制改正への提言事業

①全法連において、全国の中小企業に租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会から税制に関する要望意見を取りまとめて、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を実施しました。

②会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、当会にて作成した税制要望アンケートを実施し、税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人静岡県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申しました。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営、法律、文化・教養をテーマとした講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施しました。

(2) 地域社会への貢献事業

①地域イベント「藤まつり」への参加

②家庭内におけるピーク時間の使用電力削減を目指した「いちごプロジェクト」の推進

③地域福祉団体「おのころ島」への協賛

<収益事業等>

1. 会員の福利厚生等に資する事業

(1) 財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、A I U損害保険株式会社、アメリカンファミリー生命保険会社と連携を密にし、また、福利厚生制度収入「3年10億円増収計画」特別委員会を中心に、更なる法人会の福利厚生制度の推進に努めました。

(2) 地元医療機関（藤枝平成記念病院・西焼津健診センター・志太医師会検診センター）と提携し会員の健康管理をアシストしました。

(3) 中小企業向け貸倒保障制度を推進しました。（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

(4) 簡易保険払込制度を利活用しました。

2. 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業

(1) 会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用促進に努めました。

①協力弁護士制度

②広告チラシ同封配布サービス

③講演放送局

④ネットで学習eラーニング「らくらく仕事塾」

⑤法人会提携ローン

⑥ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信

⑦「早割電報」紹介サービス

⑧インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」

⑨事業承継支援制度

⑩会員特典カード「法人会メリットカード」の利用及び特約店募集

- (2) 会員親睦事業
会員相互の親睦や異業種交流を目的に、観劇会、研修旅行、意見交換会、賀詞交歓会等の親睦事業を行いました。
- (3) 組織の充実・強化
組織基盤強化のために、平成28年度会員拡充推進計画を立案し、本会・支部役員・各部会が一体となり会員増強運動を展開しました。その結果、3月末における会員数は、2,912社・個人賛助会員18名となりました。
- (4) 諸会議の開催
 - ① 定時総会の開催
 - ② 理事会の開催
 - ③ 各委員会の開催
 - ④ 福利厚生制度収入「3年10億円増収計画」特別委員会の開催
 - ⑤ その他必要な会議の開催
- (5) 法人会相互の連絡協調
 - ① 一般社団法人静岡県法人会連合会の事業運営への協力
 - ② 東海法人会連合会との連携
 - ③ 公益財団法人全国法人会総連合会との連携

3. 管理関係

- (1) 定款や諸規程の適正な運用に努めました。
- (2) 事務運営体制等の充実を図りました。

4. 表彰関係（順不同・敬称略、役職は表彰時で記載）

- (1) 平成28年度公益財団法人全国法人会総連合 功労者表彰

(公社)藤枝法人会	理事	(株)長谷川鐵工所	代表取締役社長	長谷川 政敏
(公社)藤枝法人会	理事	(株)マルハン	代表取締役社長	若林 達朗
- (2) 平成28年度一般社団法人静岡県法人会連合会 特別功労役員等表彰

(公社)藤枝法人会	理事	(株)数崎新聞店	常務取締役	石川 準
-----------	----	----------	-------	------
- (3) 平成28年度一般社団法人静岡県法人会連合会会長表彰

<功労法人表彰>

(株)共立アイコム	代表取締役会長	小林 正敏
(株)コヤマ	取締役会長	小山 明良
(株)清和不動産	代表取締役	清水 みさ代
大一運送(株)	代表取締役	山本 雅義
丸石(株)	代表取締役社長	大石 秀和
(有)めぐみ自動車販売	代表取締役	奥山 光浩
(株)柳屋本店	代表取締役社長	村松 康範
(株)山田組	代表取締役	山田 寿久

<会員たる法人の役員表彰>

(株)いちまる	専務取締役	大井 達也
(株)カネトモ	取締役総務部長	小長谷 茂
(株)共水	代表取締役社長	片岡 征哉
賛栄設備工業(株)	代表取締役	小出 勝三 ※故人
丸天淡水魚(株)	取締役会長	天野 武夫
- (4) 平成27年度全法連・県連単位会表彰<藤枝法人会関係>

<全法連 福利厚生制度推進>

福利厚生制度推進表彰(収入保険料大同・A I U・アフラック3社計の対前年比103%以上)

<県連 会員増強表彰>

努力賞(加入率60%以上を3年間維持)

<県連 福利厚生制度推進>

福利厚生制度推進優秀賞(収入保険料：大同生命100%以上、A I U 115%以上)

<県連 福利厚生制度重点項目推進特別表彰>

ビジネスガード推進表彰(収入保険料伸展率第2位)

がん保険推進表彰(新規契約年換算保険料伸展率第1位)

平成28年度事業報告 附属明細書

平成28年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成29年5月
公益社団法人藤枝法人会

貸借対照表

平成29年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	205,352	198,498	6,854
普通預金	14,292,086	14,281,534	10,552
流動資産合計	14,497,438	14,480,032	17,406
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	44,000,000	44,000,000	0
基本財産合計	44,000,000	44,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	11,779,080	11,451,400	327,680
減価償却引当資産	3,627,834	3,304,670	323,164
事務改善引当資産	3,500,000	3,000,000	500,000
部会周年行事引当資産	1,250,000	1,150,000	100,000
特定資産合計	20,156,914	18,906,070	1,250,844
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1	0
什器備品	484,751	807,915	△ 323,164
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	557,552	880,716	△ 323,164
固定資産合計	64,714,466	63,786,786	927,680
資産合計	79,211,904	78,266,818	945,086
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払法人税等	71,000	71,000	0
流動負債合計	71,000	71,000	0
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,779,080	11,451,400	327,680
固定負債合計	11,779,080	11,451,400	327,680
負債合計	11,850,080	11,522,400	327,680
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	-	-
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	67,361,824	66,744,418	617,406
(うち基本財産への充当額)	(44,000,000)	(44,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(8,377,834)	(7,454,670)	(923,164)
正味財産合計	67,361,824	66,744,418	617,406
負債及び正味財産合計	79,211,904	78,266,818	945,086

新役員紹介

No.	役職名	法人名	理事名
1	会長	焼津信用金庫	牧田和夫
2	副会長	青島ポンプ工業(株)	青島直久
3	副会長	(株)アンビ・ア	松永勝裕
4	副会長	(株)エクノスワタナベ	渡邊哲朗
5	副会長	(株)コヤマ	小山明良
6	理事	(株)赤阪鐵工所	塚本義之
7	理事	石原水産(株)	石原直
8	理事	(株)いちまる	大井達也
9	理事	(株)共水	片岡征哉
10	理事	(株)倉嶋自動車商会	倉嶋伸康
11	理事	(株)コハマ	小濱勝廣
12	理事	(株)コハラ	小原照光
13	理事	近藤建設工業(株)	近藤友一
14	理事	榊原産業(株)	榊原昇次
15	理事	(株)鈴勝	鈴木良彦
16	理事	(株)清和不動産	清水みさ代
17	理事	(株)大勝堂外商部	安藤聡
18	理事	東海ガス(株)	高橋信吾
19	理事	東海造船運輸(株)	櫻井達也
20	理事	(株)ニッセー	油井昇
21	理事	(株)長谷川鐵工所	長谷川政敏
22	理事	丸池(株)	池ヶ谷聡
23	理事	(株)丸川	坪井大助
24	理事	(株)マルイリフードサプライ	寺岡弘泰
25	理事	(株)マルハチ村松	村松善八
26	理事	(有)めぐみ自動車販売	奥山光浩
27	理事	焼津鯉節水産加工業(協)	井之上茂利
28	理事	焼津蒲鉾商工業(協)	池ノ谷政利
29	理事	焼津漁業(協)	松永喜一郎
30	理事	焼津水産化学工業(株)	内山毅彦
31	理事	(株)藪崎新聞店	石川準
32	理事	(株)柳屋本店	村松康範

No.	役職名	法人名	理事名
33	理事	大井川農業(協)	工藤重雄
34	理事	(株)大塚工務店	大塚高弘
35	理事	(有)御庭工房	菅原慎司
36	理事	(株)共立アイコム	小林正敏
37	理事	共和成産(株)	鈴木透
38	理事	(株)佐藤工業所	佐藤輝男
39	理事	(株)杉浦純商店	杉浦聡
40	理事	(株)杉山工務店	杉山裕巳
41	理事	(株)鈴木鉄工所	曾根寛
42	理事	駿遠運送(株)	杉本正実
43	理事	(株)ソーケン塗工	桑原茂
44	理事	大一運送(株)	山本雅義
45	理事	中央印刷(株)	中村淑子
46	理事	(株)ツチャコーポレーション	土屋富久夫
47	理事	初亀醸造(株)	橋本謹嗣
48	理事	(株)藤枝江崎新聞店	江崎晴城
49	理事	ホンダモーター藤枝販売(株)	渡邊博文
50	理事	(株)松浦恒産	松浦正秋
51	理事	(株)松田屋	鈴木利幸
52	理事	松葉倉庫(株)	松葉秀介
53	理事	まるせい自動車(株)	青島章仁
54	理事	丸天淡水魚(株)	天野大輔
55	理事	(株)マルハン	若林達朗
56	理事	(株)山田組	足立藤夫

監事

No.	役職名	法人名	監事名
1	監事	(株)カネトモ	小長谷茂
2	監事	丸石(株)	大石格之助
3	監事	(有)静岡経営労務管理センター	伊藤彰彦

※上記役員は、すべて非常勤であります。

HPでの情報公開

当会ホームページ

<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>
にて情報公開しております



税制改正のあらまし

法人会キャラクター
けんた

法人税関係

1 中小企業経営強化税制の創設と中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等の生産性向上につながる設備投資を支援するため、取得等をした機械装置等が「生産性向上設備（A類型）」や「収益力強化設備（B類型）」に該当する場合に適用できる中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、器具備品と建物附属設備を対象設備に追加した中小企業経営強化税制が新たに創設されます。同税制の適用には、中小企業等経営強化法の認定が必要となります。

また、機械装置等の対象設備を取得等をした場合に適用できる中小企業投資促進税制の適用期限が2年間延長されます。ただし、器具備品は、中小企業投資促進税制の対象設備から除外されます。

中小企業経営強化税制の概要

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	① 中小企業等経営強化法の認定 ② 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上	① 中小企業等経営強化法の認定 ② 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置（160万円以上、販売開始10年以内） 測定工具・検査工具（30万円以上、販売開始5年以内） 器具備品（30万円以上、販売開始6年以内） 建物附属設備（60万円以上、販売開始14年以内） ソフトウェア（70万円以上、販売開始5年以内） 	
確認者	工業会等	経済産業局
税制措置	即時償却又は7%税額控除（資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%）の選択適用	

中小企業投資促進税制の概要

対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置（1台160万円以上） 測定工具及び検査工具（1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上） 一定のソフトウェア（一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上） 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） 内航船舶（取得価格の75%が対象）
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業 30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 資本金3000万円超の中小企業 30%特別償却

適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得等をして事業に供した場合に適用されます。

2 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の延長

中小企業者等（所得金額が年間800万円以下）の法人税率19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成31年3月31日まで適用期限が延長されます。

3 中小企業向け租税特別措置の停止措置

大企業並みの多額の所得を得ながら中小法人課税の対象となっている企業が存在することを踏まえ、過去3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度について、中小企業向けの租税特別措置の適用が停止されます。

主な中小企業向け租税特別措置

- ① 中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）
- ② 中小企業等の貸倒引当金の特例
- ③ 中小企業者等に係る法人税の軽減税率（税率19%→15%）
- ④ 中小企業投資促進税制
- ⑤ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入制度の特例 等

（※）なお、③～⑤については、平成31年3月31日以前に適用期限を迎えますが、今後の税制改正で適用期限が延長された場合、該当する企業は、租税特別措置の適用が停止されます。

適用時期

平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用が停止されます。

4 研究開発税制等の見直し

あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、試験研究費の定義を見直し、収集したデータを分析・活用する新たなサービス開発に係る試験研究費が支援対象に追加されます。例えば、気象情報を分析した自然災害予測の通知サービス、個人の健康データを分析し健康維持サポート情報の配信などが考えられています。

また、「総額型」の税額控除率が見直され、試験研究費の増減率に応じて税額控除率を6～14%の範囲（現行：8～10%）で変動する仕組みとされます。

このほか、上乗せ措置については、「試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）」を廃止した上で、「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）」の適用期限が、2年間延長されます。

研究開発税制の概要

【総額型】

- ① 税額控除率は試験研究費の増減に応じ6～14%の範囲で変動（中小法人12～17%）。
- ② 控除限度額は法人税額の25%（一般試験研究費）。
中小法人は10%上乗せ（増加率5%超の場合）。※
また、試験研究費が平均売上金額の10%超の場合は0～10%上乗せ。※
（※）高水準型との選択適用
- ③ 対象となる試験研究は、従来の要件に加え、データ等を分析・活用する新たなサービス開発を追加。

【増加型】：廃止

【高水準型】：2年間延長

適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

5 所得拡大促進税制の見直し

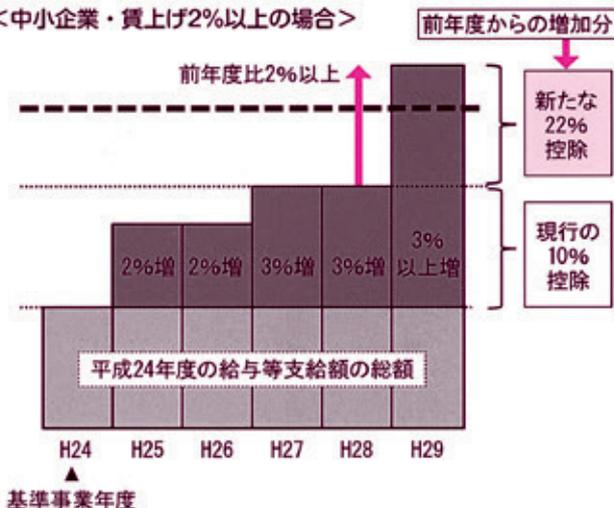
企業の賃上げに対するインセンティブを強化するため、所得拡大促進税制の税額控除が拡充されます。同税制は、基準事業年度（平成24年度）の給与等支給額と比較し、適用年度の給与等支給額が一定割合以上増加している場合に、その増加額の10%を税額控除できる制度です。

見直しでは、企業が前年度比で2%以上賃上げをした場合、現行の10%税額控除に加え、前年度からの増加額については、大企業は2%上乗せした12%税額控除、中小企業は12%上乗せした22%税額控除が適用できます。

なお、賃上げ率が2%未満の場合、大企業は同税制の適用が受けられなくなりますが、中小企業は平均給与等支給額が前事業年度を上回っていれば、現行の10%税額控除が受けられます。

所得拡大促進税制の概要

<中小企業・賃上げ2%以上の場合>



適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

6 定期同額給与の範囲の見直し

役員給与について、法令等の改正により期中の税や社会保険料に変更があった場合、手取り額に増減が生じないように支給額を変更すると定期同額給与として認められませんでした。定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与が加えられます。

この範囲の見直しにより、期中に税や社会保険料に変動があった際、源泉徴収等の後の金額、いわゆる手取り額を変えずに役員給与を支給する場合でも定期同額給与として認められます。

適用時期

平成29年4月1日以後に支給等をする給与について適用されます。

II 所得税関係

1 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

働き方が様々な面で多様化しているなか、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するために、配偶者控除・配偶者特別控除が見直されます。

配偶者控除では、納税者本人に所得制限を設け、合計所得金額が900万円（給与収入1120万円）から控除額を段階的に減らし、合計所得金額1000万円（給与収入1220万円）を適用上限額とする仕組みとされます。また、配偶者特別控除の要件となる配偶者の合計所得金額の適用範囲が現行の38万円超76万円未満（給与収入103万円超141万円未満）から38万円超123万円以下（給与収入103万円超201万円以下）に見直されます。

単位は万円

	配偶者の給与収入	本人の給与収入				
		1120万円以下	1170万円以下	1220万円以下	1220万円超	
配偶者控除	配偶者対象	38	26	13	納税者本人の所得制限により適用なし	
	対象配偶者	48	32	16		
配偶者特別控除	150万円以下	38	26	13	納税者本人の所得制限により適用なし	
	155万円以下	36	24	12		
	160万円以下	31	21	11		
	167万円以下	26	18	9		
	175万円以下	21	14	7		
	183万円以下	16	11	6		
	190万円以下	11	8	4		
	197万円以下	6	4	2		
	201万円以下	3	2	1		
	201万円超	配偶者の給与収入が適用上限額を超えているため適用なし				

適用時期

平成30年分以後の所得税、平成31年度分以後の個人住民税について適用されます。

2 医療費控除・セルフメディケーション税制の添付書類の見直し

医療費控除又は医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用において、確定申告書の提出の際に必要な、現行の「医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示」が、「医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書の添付」に見直されます。

これにより、確定申告において領収書の添付等は不要となり、明細書の添付のみで医療費控除又はセルフメディケーション税制が適用できます。ただし、確定申告期限等から5年間、税務署から医療費等の領収書の提示又は提出を求められた場合は、領収書の提示又は提出をしなければなりません。

適用時期

平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用されます。なお、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、領収書の添付等でも、医療費控除又はセルフメディケーション税制が適用できる経過措置が設けられています。

III 相続・贈与税関係

1 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(1) 災害や取引先の倒産等の影響による雇用要件等の緩和措置

事業継続要件である5年以内の間に経営環境が変化（事故、災害、取引先の倒産等）した場合も原則として雇用要件が課されることを踏まえて、災害や取引先の倒産等が生じた場合にも対応できるよう、影響の程度に応じて雇用要件等を緩和するセーフティネット規定が整備されます。災害で被害を受けた場合は、雇用要件の免除等により納税猶予の取消リスクを軽減し、災害・事故・取引先の倒産等で売上高が減少した場合は減少割合に応じて雇用要件が緩和されます。

(2) 贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度が併用可能に

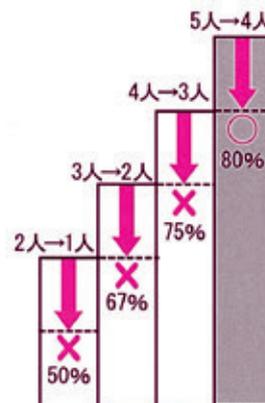
早期かつ計画的な事業承継の促進のため、生前贈与へのインセンティブを強化し、新たに贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度との併用が認められます。この見直しにより、仮に事業継続要件である5年以内の間に雇用要件等を満たせずに納税猶予が取り消された場合でも、相続時精算課税制度を利用して税負担を軽減させることができます。

(3) 雇用要件の計算方法の見直し

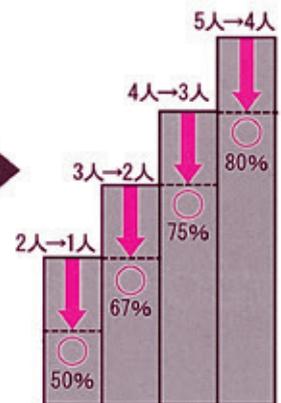
企業の人手不足における影響などを考慮し、雇用要件における、雇用の8割以上を5年間平均で維持する計算方法を見直し、従来は端数を切り上げていたところを、端数を数えないこととなります。これまでの端数切り上げでは、例えば、従業員数が2~4人の会社の場合、1人でも従業員が減ると要件を満たさしていませんでしたが、端数を数えない形とすることで1人減った場合でも要件を満たすことになります。

雇用要件の見直し（従業員数5人以下のケース）

<現行>



<改正案>



(注) 従業員1人の企業が従業員ゼロになった場合には、納税猶予制度は適用できません。

(4) 認定相続承継会社の要件の見直し

現行制度では、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた後、事業承継後5年が経過しても、先代死亡時に相続税の納税猶予制度へ切り替えるには、引き続き中小企業であることや非上場会社であることが要件となっています。これらの要件は企業の成長を阻害しかねないため、廃止されます。

適用時期

平成29年1月1日以後に相続もしくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税から適用されます。

2 相続税等の財産評価の適正化

取引相場のない株式の評価について、上場会社のグローバル連結経営の進展や、株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直されます。

具体的には、類似業種比準方式について、以下の見直しが行われます。

- ① 類似業種の上場会社の株価について、現行に「課税時期の属する月以前2年間の平均」が加えられます。
- ② 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額、簿価純資産価額について、連結決算が反映されます。
- ③ 配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重について、1:1:1（現行は1:3:1）とされます。

また、評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲が総じて拡大されます。

適用時期

平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用されます。

3 相続税の物納財産の順位と範囲の見直し

相続税の物納財産に充てることができる財産の順位と範囲が見直されます。

現行、第2順位とされている「株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち、金融商品取引所に上場されているもの等」について、国債・地方債・不動産・船舶と同じ第1順位とされます。

また、「投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等」について、新たに物納財産の範囲に加え、これらについても第1順位とされます。

適用時期

平成29年4月1日以後に物納の許可を申請する場合に適用されます。

Ⅳ 地方税

1 中小企業者等が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例の拡充

平成28年度税制改正で創設された中小企業者等が取得する生産性向上設備に係る固定資産税の特例（当初3年間の固定資産税の課税標準を2分の1に軽減）が拡充されます。

対象設備に、これまでの機械装置に加え、地域と業種を限定した上で、一定の測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備（償却資産として課税されるもの）が追加されます。機械装置については、引き続き全国の全業種が適用対象となります。

なお、同特例は経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

中小企業者等の固定資産税の特例の適用範囲

	販売開始	取得価額	生産性要件
機械装置	10年以内	1台又は1基が 160万円以上	旧モデル比で生産性（生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上
測定工具	5年以内	1台又は1基が 30万円以上	
検査工具			
器具備品	6年以内		
建物附属設備 （償却資産として課税されるものに限る）	14年以内	一の取得価額が 60万円以上	

地域	業種
最低賃金が全国平均未満	全ての業種
最低賃金が全国平均以上	労働生産性が 全国平均未満の業種のみ

（※）最低賃金の全国平均は823円（平成28年度）。最低賃金が全国平均以上の地域は東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都の7都府県

適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得をした場合に適用されます。

2 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

居住用超高層建築物（いわゆるタワーマンション）の固定資産税については、実際の取引価格は高層階になるほど高くなる傾向にあるにもかかわらず、床面積が同じであれば高層階でも低層階でも税額は同額となっています。このため、実際の取引価格を踏まえた按分方法に見直し、一棟全体での固定資産税の額の合計は変わらない仕組みとされます。

高さが60メートルを超える建築物について、以下の計算式で税額を求めます。また、区分所有者全員による申出があった場合には、申し出た割合により、建築物に係る固定資産税額を按分することも可能とします。

なお、都市計画税・不動産取得税についても、同様の措置が講じられます。

居住用超高層建築物の固定資産税の計算方法

現行	各住戸の税額＝ 一棟の税額×各住戸の専有床面積／専有床面積の合計
改正案	各住戸の税額＝ 一棟の税額×各住戸の専有床面積×階層別専有床面積 補正率※／専有床面積（補正後）の合計

（※）1階を100とし、階が一つを増すごとに、39分の10を加えた数値

適用時期

平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物について適用されます。（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除きます）。



*本内容は、平成28年12月22日に閣議決定された平成29年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

浜当目トンネル 開通

大崩海岸の歴史

大崩海岸は、静岡市駿河区石部から焼津市浜当目にかけて続く断崖絶壁の海岸で美しい風景で知られていますが、波浪による海岸浸食と豪雨による崩壊が著しく、以前より交通が途絶することがしばしばありました。

この海岸沿いの道路は、かつては国道 150 号であり、新日本坂トンネルの4車線化に伴い、平成 16 年に県道静岡焼津線となりました。

被災の状況

平成 25 年 10 月 15 日から 16 日にかけての台風 26 号に伴う豪雨によって、幅 60 m にわたり路面に亀裂が発生するとともに約 1 m 陥没し、コンクリート擁壁に多数のクラックが発生しました。これにより当該区間を通行止めとし、調査の結果、地すべりと確認されました。この通行止めにより、元小浜地区は焼津方面への通行が遮断され、通学・通勤など住民に多大な影響を及ぼしました。



道路面に約 1 m の段差が生じ、通行不能に。



道路下の斜面も大きな被害を受けました。

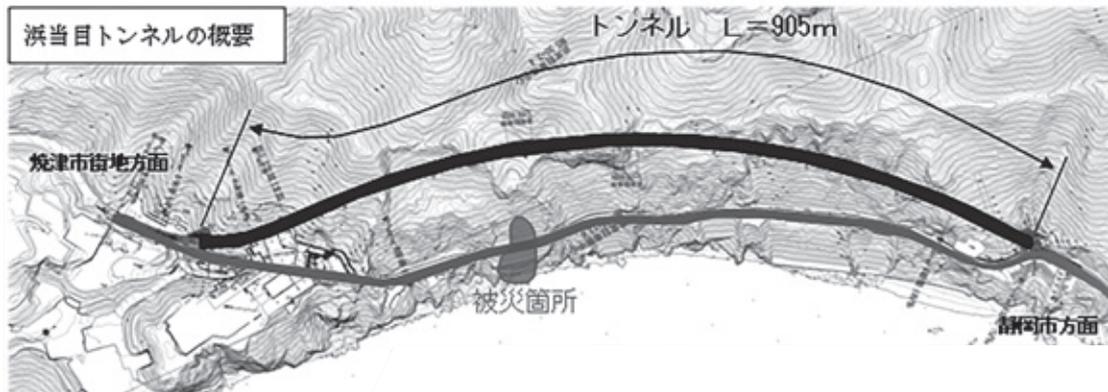
道路の復旧

通行不能となった道路の復旧策として、今回被災した箇所とその周辺の崩壊のおそれのある脆弱な斜面を迂回する、延長約 900 m のトンネルを建設することに決定しました。

トンネルの建設

平成 27 年 7 月にトンネルの掘削を開始し、平成 29 年 3 月に開通しました。台風の被害を受け、交通が寸断されてから約 3 年半後のことです。トンネルが開通したことにより、元小浜地区の方々をはじめ、多くの方に安全に通っていただけるようになりました。

このトンネルは、一般公募により「浜当目トンネル」と名付けられました。トンネルが浜当目地区にあり、地区の名をつけることで未永く地域の人に利用され、親しまれるようにという期待が込められています。



貫通 平成 28 年 6 月 10 日
静岡市方面から掘削し、
焼津市街地方面に貫通しました。



開通式 平成 29 年 3 月 13 日
浜当目トンネルの開通を
地元の方と一緒に祝いました。



<第一 総論>

先日（4月7日）、内閣府が2月の景気動向指数の速報値を発表しました。景気の現状を示す一致指数が3か月ぶりに上昇したようで、景気基調判断は「改善を示している」との事、安倍政権が発足した平成24年12月に始まった景気回復局面は51か月に及び、バブル期と並んで戦後3番目の長さになったとしています。しかし地方経済は「円安・株高」の恩恵をさほど受けておらず、私達の実感とは程遠い景気判断となっています。もちろん内閣府の判断ですから、身内に甘いのは当然ですが、その判断を真に受けて、景気対策を疎かにしないよう、強く現政権をお願いしたいと思います。

国会においての議論に深まりが感じられません。「忖度」だの「配慮」だの愚にもつかない論争をしている間に、29年度予算が可決成立してしまいました。緊張が高まっている近隣諸国への対応、外交安全保障など、問題は山積しています。党利党略ばかりが目につき、大臣への個人攻撃をするだけで、ただ法案に反対し、対決姿勢ばかりを先鋭化している野党の姿勢を見ると、本当に我が国の為を思って審議しているのか疑ってしまいます。与党の強硬姿勢にも問題はありますが、双方が柔軟に歩み寄り、知恵を出し合い我が国を良い方向に進めていただきたいと思います。それにしても、マスコミも森友学園の話題ばかりを放送し、それに便乗してコメンテーターが無責任な発言をする。本当に困ったものです。

生産年齢人口の減少に歯止めがかかりません。特に少子化対策については、子育て世帯に対する税制の優遇はもちろんの事、社会保障全体の制度を総動員して取り組む必要性を強く感じます。出生率については、一朝一夕ではなかなか解決しない大きな課題です。女性が働きながら子育てができる環境を急ぎ整える必要があり、労働力確保の観点からも、法人会としても積極的に言及していく時期ではないでしょうか。今、「働き方改革」が叫ばれていますが、日本社会全体が、「子供を慈しみ育てる」風土が醸成されていく事を望みます。

29年度税制改正では、配偶者控除・配偶者特別控除が一部見直されました。今後、「一億総活躍社会」「労働人口の確保」の旗印の下、様々な制度改革が行われる事が予想されます。国会の議論が深まらない中、私達「法人会」としても、より一層税制に関心を持って臨んで参りたいと思います。私ども地方の中小企業が、これからも経営を維持成長できるような税制を目指し、平成30年度税制改正に関する提言をまとめました。

<第二 基本事項>

1. 法人の税負担のあり方

(1) 法人基本税率の引下げ

平成28年度の改正により法人税率及び法人事業税所得割が段階的に引き下げられ、平成28年度・29年度は国税・地方税を合わせた法人実効税率が29.97%になり、30年度には29.74%になるが、国際的に見てまだ高い水準にあるため、租税特別措置の整理・合理化等により課税ベースの拡大を考慮しつつ、さらに国際競争力をつけるためにも法人基本税率を引き下げ、地方税の負担軽減と併せて、法人実効税率を少なくとも20%台半ばまで下げる必要がある。

(2) 課税ベース拡大への配慮（外形標準課税）

平成27年度税制改正において欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しが行われた。大企業を中心としたこれらの施策は法人実効税率引き下げの財源確保の観点から、ある程度止むをえないところではある。しかしながら、今後、これらの施策が資本金1億円以下の中小法人に向けられた場合、未だ景気回復の流れに乗れず苦しんでいる中小企業にとって、更に厳しいものとなる。法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対する課税ベース拡大への十分な配慮を強く要望する。

(3) 中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

我が国の中小企業は、国の経済構造において重要な役割を果たし、地域経済の大きな担い手となっている。

しかし、近年、中小企業は度重なる法人税課税ベースの拡大により、雇用や金融面の問題も含め、極めて不利な立場に置かれている。また、連結納税制度が導入され、連結納税に伴う税収減を補うための方策として導入された措置も、結果的に法人税の課税ベースの拡大を招き、中小企業にとって不利となっている。現行の中小企業に対する軽減税率を更に引下げるとともに、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。また、軽減税率については、平成29年度改正において、15%への軽減税率が2年間延長されたが、これを恒久的な引き下げとすべきである。

(4)同族会社の留保金課税の全面的廃止

中小企業の体質強化の阻害要因となってきた「同族会社の留保金課税」は、平成19年度の税制改正で資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、中小企業にとっての外部資金の調達は依然として難しく、内部留保が柱となっている。中小企業の財務体質を強化する観点からも全面的に廃止することを要望する。

(5)特別法人への課税の適正化と特殊法人の見直し

特別法人への課税は、本来、活動の実態に応じて課税すべきものである。公益法人等に対する調査、指導を適切かつ厳正に行い、課税の適正化を一層図るよう要望する。特に、官僚の天下りや税金の無駄遣いの温床となり易いと判断できる特殊法人は、直ちに廃止する等の措置を断固要望する。

(6)交際費課税の損金算入

交際費等の損金不算入については、平成28年度税制改正により、交際費の中小法人に係る損金算入の特例（定額控除限度額800万円）について適用期限が2年延長されるとともに、交際費の額のうち飲食のために支出する費用の額の50%が損金の額に算入できること（大企業にも適用）のいずれかを選択適用できるようになったが、そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、抜本的な見直しが必要である。直ちに廃止できない場合は、資本規模に関係なく一定の損金算入を認め、現在の損金算入限度額を大巾に引上げるよう要望する。また、慶弔費用は、交際費とは別に損金算入を認めるべきである。また、この損金算入の特例は、本則に戻すべきである。

(7)減価償却制度の改善

a. 平成19年度、平成21年度、平成23年度、そして平成28年度と度重なる税制改正により課税が強化されてきたが、益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化するよう要望する。

また、同じ耐用年数での償却率が数種類混在する。定額法への一本化も検討されており、結果として事務処理の煩雑さを増し、ソフトウェアの更新など新たな費用負担も発生している。

b. 次に、少額減価償却資産の損金処理限度額30万円未満を資本金にかかわらず50万円に引上げ、恒久的な税制とするとともに、損金算入額の上限（合計300万円）の枠を廃止または拡大し、制度を本則化することを要望する。また、簡素化及び徴税コストの低減のためにも、一律30万円未満を少額減価償却資産とし損金算入とすることを要望する。

c. 平成28年度改正により、建物付属設備・構築物について、定率法が廃止され、定額法に一本化された。本改正は時期尚早の感があり、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

(8)役員給与および役員賞与の取り扱い

a. 役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

b. 会社法では、役員賞与は職務執行の対価として株式会社から受取る財産上の利益として役員報酬と統合され「報酬等」に統一されている。また、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」では「役員賞与は、発生した会計期間の費用として処理する」とされている。よって、会社法・企業会計基準に従い、役員賞与は損金算入できるよう改正すべきである。

(9)自然災害等に備えた税制の確立（法制化）

全国で地震・風水害・雪害等による被害が多発している中で、平成26年度改正で耐震改修投資促進税制の創設がなされたが、不特定多数の者が利用する建物等に限定されており、全ての企業の防災事前対策費用、安全対策費用（防災改修、食料品備蓄、発電装置、飲料水再生装置等）につき即時償却または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。

(10)寄付金の損金算入限度について

平成21年度の税制改正において、特定公益団体等に対する寄付金の損金算入限度額の所得基準について若干の改定が行われたが、引き続き次を要望する。

- a. 開発行為に伴う資産の無償提供を寄付金で処理する場合、繰延資産として処理することになっているが、行政上の要請により協力するものであり、一括損金処理を認めること。
- b. 寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。また、少額な寄付金（3万円以下）は全額損金として認めること。
- c. 特定公益団体に対する寄付金は一般寄付と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄付金は、指定寄付金と同様な取扱いとすること。

(11)支払配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しを要望する。

(12)適用額明細書の廃止

「租税特別措置」についてゼロベースからの見直しが行われ、整理統合が進められるようである。その「ふりかへ」にかかる為に、租税特別措置透明化法を制定し適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。

(13)大法人の子会社に対する中小特例の見直し

大法人の100%子会社の税制上の取り扱い（中小特例の適用）について見直されたが、雇用延長策や雇用確保策の点からも除外するのは不相当であり、特例措置適用とすることを要望する。

(14)生産性向上投資促進税制の見直し

生産性向上投資促進税制は、29年3月にて廃止され、代わりに中小企業経営強化税制が創設されたが、この適用には事前に経営力向上計画に係る認定を取得する必要がある。税の三原則の内の「簡素」には程遠い税制であり、申請のみでの適用とすべきである。また、この制度は2年限であるが、経営力強化を検討するにはあまりに期間が短すぎる。もう少し長いスパンでの制度を希望する。なお、現行の中小企業投資促進減税は投資初年度において全額控除できない場合、1年間の繰り越しが認められているが、有効活用できるように制度面での配慮が必要である。具体的には、繰り越す控除額があり、2年目にも同様の投資が行われた場合、控除額は初年度の控除額、繰越額の順で控除される。利用拡大を図るためにも繰り越し控除額、新たな控除額の順で控除すべきである。

2. 所得課税のあり方

(1)税率構造の見直し

税率構造は平成27年度以降分から7段階構造となったが、累進税の構造はそのまま、税率も諸外国に比べ高率であり、依然として中間所得者層には重税感がある。課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直しすることを引き続き要望する。また、国・地方合わせた実効税率は50%以内にすべきである。

(2)課税最低限

課税最低限は依然として主要諸国と比較し高く、非納税者の国民全体に占める割合も年々高くなってきてい

る。国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引下げるとともに、パートやアルバイト収入に対しても源泉課税を行う等の“広く、薄く、公平な”税制を実現すべきと考える。これにより現行比不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを提案する。

(3)総合課税化

税の公平・中立・簡素の三原則から鑑みれば、最終的には総合課税化を目指すべきであり、総合課税の下に累進課税とすべきである。現行の「上場株式に係る配当所得」、「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引にかかる雑所得」等については分離課税とされている。さらに、金融課税一体化等が進められている。しかし、これらは総合課税への道のりの過程であり、所得税は担税力に応じて税負担を分かち合うといった原則から考え総合課税とすべきである。これらの分離課税は20%と所得税の最高税率45%に比べ低い。分離課税適用の高額所得者にとっては、非常に有利な課税方法である。以上により、分離課税ではなく総合課税を目指すべきである。その実現のために、N分N乗方式、2分2乗方式への移行やマイナンバー制度等の基盤の確立を急ぐべきである。

(4)少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

a. 所得控除の見直し（少子化社会に備えた税制）

少子化社会に備えすぎる所得控除を整理し、必要性の高い控除については控除金額を増額する等、控除制度全般を見直すべきである。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがされたが、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることであり、丁寧な国民的議論が必要である。次項の「子育て支援控除制度」の創設を要望する。

b. 「子育て支援控除制度」の創設

先般、子ども手当（現行の「児童手当」）の支給に併せて年少者扶養控除が廃止されたが、特に少子化対策に効果があるものについては、子育て期間中の養育者控除を新設すべきであり、思い切って税額控除を行う等の教育や育児に関わる新しい斬新な制度の創設を要望する。

また、児童手当を廃止して、保育費用・学校給食・子どもの医療費等の無料化や出産費用の全額国負担、全国の保育施設の充実による保育待機児童対策などの環境整備を優先すべきである。また、親子二世帯以上の同居家族世帯に対する特別な控除など、子育てと親の介護がしやすく家族の絆が深まる環境を促進する制度の創設を要望する。

c. 近年、子供の貧困率が増加し、17歳以下の子供の6人に1人が貧困状態にあると言われている。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会となるよう、子供を持つ低所得者世帯に対する税制上の優遇と、教育や生活等における経済的支援の拡充を要望する。

d. 低所得者による奨学金返済に係る税制優遇措置の創設

低所得者世帯の子供が奨学金により学費等を賄い修学したあと、働きながら奨学金の返済をしていく必要がある。ただ、低所得の中から奨学金の返済をするために生活が苦しくなっているケースも少なくない。一定の所得以下の勤労者に対しては、奨学金返済相当額を所得控除できるような税制上の優遇措置の創設を要望する。

e. 公的年金課税制度の改善（高齢化社会に備えた税制）

定率減税の廃止など個人所得税の重課税傾向が強まっている。特に公的年金を受給している高齢者にとっては、老年者控除が廃止され、年金課税や後期高齢者医療制度など、ここ数年、高齢者への課税強化、負担増が目立っている。公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の伸展に伴い介護老人等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な公的年金受給者410万円以上の控除は140万円を上限とするよう要望する。

また、年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮して欲しい。

(5)自然災害等への対策を講じた場合の税制上の優遇措置

法人税の項でも述べたが、個人の場合でも同様なケースが生じる訳であり、自然災害に対する予防・安全対策を講じた場合は、その対策等に要した費用に対して雑損控除の枠を拡大する等の税制上の優遇措置を講ずるよう要望する。さらに、災害にあった場合については、雑損失のうちの災害により生じた部分は繰越控除に期間を無制限もしくは30年とすべきである。

(6)住宅関連税制の改善

平成27年より住宅ローン減税の拡充・延長がなされたが、住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせて20年とするよう要望する。

(7)二重課税の全面的廃止

株式配当課税や酒税、そして揮発油税等において現行の税制度では二重課税となっている部分が極めて多い。経済活性化等の観点からも税制度全般を見直し、二重課税を全廃し、個人の消費意欲を喚起すべきである。

(8)復興特別所得税について

平成23年度改正により、東日本大震災からの復興財源として復興特別所得税が、平成25年分から25年間に亘りすべての所得税額の2.1%相当額を課税されることになった。25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない用途が不明確なものは取りやめ、厳格に使用することを要望する。

(9)不動産譲渡損失の損益通算の復活

平成16年1月1日より居住用以外の土地建物を売却した際に生ずる損失については、損益通算が認められなくなったが、不動産の流動化にとって一層悪い影響を及ぼすこととなる。損益通算の復活を要望する。また、繰越控除も認めるよう要望する。

(10)不動産所得の負債利子の損益通算の復活

不動産に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合は、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。この取扱いがバブル期の特別措置として設けられたものであり、納税者に不利益を強いるものである。損益通算の復活を要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

相続税は、米国をはじめ西欧諸国を中心に廃止の傾向にある。平成25年度税制改正にあるような相続税の課税強化の方向性はもとより、わが国の相続税制が今後も現行のまま推移すれば、国内財産の海外へのシフト、即ち国内財産の空洞化を招くこととなるので、近い将来、廃止することを要望する。

(1)相続税の課税強化の見直し

平成25年度税制改正（平成27年1月より施行）において、基礎控除の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、国際的に見て主要先進国とほぼ同水準の現行水準から、むしろ基礎控除額の引き上げを要望する。

(2)事業承継税制の法制化

現在の我が国の事業承継税制は、欧米諸国に比べ未だ不十分なため、相続・贈与時に、日本経済の担い手である中小企業にとって、存続に関わる大きな問題である。平成27年度及び平成29年度税制改正により事業承継の要件緩和がなされたが、これら緩和後の要件であってもまだまだ不十分であり、中小企業の厳しい経営環境から見て極めてハードルが高いものである。国際競争上、事業資産について原則非課税としている欧米諸国とは、勝負にならない。欧米諸国と同様、事業承継に係る事業資産は非課税とすべきである。全面非課税となるまでの間、以下の点について見直しを求めるとともに、相続税とは独立した欧米並みの事業承継税制を早急

に法制化することを強く要望する。

- a. 29年度税制改正において相続税等財産評価の適正化において、類似業種比準方式について一部見直しがあったが、非上場株式の課税価格は、事業承継にとって大きな足かせになっており、当面軽減税率で対応するのであれば、軽減税率を70%まで引き上げるべきである。また、この軽減措置は小規模宅地の課税価格の特例と選択適用となっているがこれを切り離して、それぞれに適用できるよう要望する。
- b. 発行済み決議権株式の総数の3分の2までの上限があるが、これを廃止して全ての株式を対象とすること。また、相続税の納税猶予利率の80%を100%に引き上げを要望する。
- c. 納税猶予を免除する期間が死亡時までとなっているが、5年経過時点で納税猶予額の全額猶予を要望する。
- d. 後継者が複数人いる場合は、猶予対象者を「常勤で代表権を有する者」まで拡大し、複数人での継承を認めることを要望する。

(3)相続時精算制度について

平成15年度の税制改正で相続税・贈与税制において、その一体化と税率の若干の引下げが実現したが、この一体化措置は現行制度との選択制になっている。生前贈与とはいえ死亡時に改めて相続額に組み込まれるので、精算課税制度を選択した場合は、その都度申告しなければならない。生前贈与の円滑化のためには、更なる税率の引下げと贈与段階で納税が完了するように手続を簡素化すること。また、複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を引上げるべきである。これに関連した提案であるが、従来方式での基礎控除額であっても、居住用等の使用目的によって基礎控除額を増大させれば、一層贈与が促進するのではないかと考える。また、同制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時かあるいは採用した時かのいずれか評価額が低い方を選択適用できるように要望する。

4. 地方税制のあり方

(1)地方自治体の課税自主権の拡大に伴う監視の強化

政府の“三位一体改革”により地方自治体の課税自主権は大きく拡大していくことは確実である。まず、税源の移譲を皮切りに地方分権改革はスタートしたが舵取りを誤ると地方行政の肥大化、ひいては地方財政の破綻という最悪の事態も考えられる。については、これからの地方の行・財政状況の変化、特に地方分権一括法により制度化された法定外目的税の運用等について、世論とともに、監視し或いはあるべき姿を提言できる利害関係のない第三者機関を設立することを提案する。

(2)土地等不動産にかかる流通課税の見直し

地価の下落は保有資産の目減りをもたらし、不良債権処理を困難にする等企業経営に悪影響を及ぼし、景気回復の足かせとなっている。かかる経済状況下では、経済波及効果の高い不動産市場の流動化が不可欠である。譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大巾に軽減することが必要である。更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(3)固定資産税の見直し

行・財政改革は、国に限ったことではなく、当然、地方においても断行されなくてはならない。まず、このことを前提として、引き続き次を要望する。

- a. 平成19年度に法人税の減価償却方法が改正されたが、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。
- b. 固定資産税の税率を引下げ、基本税率を1%程度とするとともに、建物の減価償却を認め課税標準を引下げること。また、再建築価格方式によって行われている家屋の評価については、建築後の年数が経過しても評価は下がらないという問題があるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改めるなど、税負担の軽

減策を要望する。

- c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。長年に亘り地価が下落しているにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。評価方法を収益還元価格で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。
- d. 新築住宅で耐火構造または準耐火構造については、新築後3年間から5年間家屋の固定資産税が1/2となる特例があるが、優れた耐震性のある住宅についても、同様の軽減措置を要望する。また、同制度の恒久適用化を要望する。
- e. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。
- f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきである。実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている感がある。都市計画税は廃止すべきである。
- g. 平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されることになった。同制度については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、適用期間を延長して、更に利用し易い制度に改善することを要望する。

(4)償却資産に関わる固定資産税の廃止

諸外国には例が少ないことを踏まえ、企業の国際競争力を削ぐことがないように、償却資産の固定資産税を廃止することを要望する。なお、廃止までの間は、国税と同水準の免税点への引き上げ、30万円未満の少額資産を対象から外すこと及び備忘価格（1円）までの償却を認めて欲しい。

(5)地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。また、赤字企業やベンチャー企業、黒字とはいえ収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となりかねない。税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税收確保を求める姿勢には賛同できない。まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。万止むを得ない場合でも、対象資本金の額を会社法の定義に合わせ5億円以下に引上げるべきである。また、いかなる場合であっても、70%を超える企業が赤字経営に悩んでいる資本金1億円以下の企業（除く申告所得100億円超）にまで導入することは、断固、阻止すべきである。

(6)地方税体系の簡素化と徴税・納税手続の国税との一本化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。また、申告・納税及び徴税手続を簡素化・効率化するとの観点から、消費税制で既に実施しているように、地方税を国税の付加税として申告及び徴税手続を一本化すべきである。直ちに一本化できない場合は、まず、県民税と市町村税を一本化しソフトランディングさせ、その後で国税と一本化することも止むを得ないと考える。将来的には社会保険料の徴収を含めて一本化できれば、担当者の専門職化が一層促進され、職員数の削減等で更に効果が期待できる。

(7)非上場株式の少額配当への住民税課税の廃止

平成15年度の税制改正において、非上場株式の少額配当に係る住民税の所得割について非課税措置が廃止された。従来、少額配当は非課税で申告不要であったものが、住民税については自分で申告納税しなければならなくなった。このような税制は直ちに廃止すべきである。

(8)事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。事業所税の廃止に至る迄の間は、少なくとも免税点方式を基礎控除方式に改め、延納制度を認めること。また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徴税目的であった地震（津波）対策に限定すべきである。道州制推進の阻害要因ともなるので、早急に廃止することを強く要望する。さらに、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

(9)自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっており、消費税10%適用時に自動車取得税は廃止されることが決まっているが、自動車重量税についても廃止することを要望する。

5. 消費税制のあり方

消費税率の引き上げについて項目別に次の通り要望する。

(1)複数税率導入について

平成28年度税制改正により、消費税率引き上げに伴う低所得者対策として軽減税率の導入を含めて平成31年10月から適用税率10%への引き上げが行われることとなった。それに伴い経過措置については益税や不正の温床となりやすいため取りやめ、適用税率10%への引き上げ時からインボイス方式への切り替えを行うべきである。また、適用税率10%への引き上げ時には、軽減税率を8%とし、なおかつ低所得者対策として「簡素な給付措置」を併用することを要望する。なお、軽減税率の対象品目については、飲食物品（食品表示法に規定する食品、除く酒類及び外食サービス）と週2回以上発行される新聞の定期購読料とされているが、生活必需品として家庭用の水道料金、電気料金、ガス料金も加えることを要望する。また、免税業者から課税業者への切り替えについて、必要性や手続きを分かりやすく国民に説明するべきである。

(2)外税方式について

表示方式については、現在「内税方式」（総額表示）と「外税方式」に併用が認められているが、中小事業者にとって消費税の引き上げに伴う販売価格への転嫁は非常に困難であることから、納税者の税意識を向上させることと消費税額の明確化のため「外税方式」への切り替えを要望する。また、価格転嫁ができるように、政府からの国民への周知徹底や行政指導の強化などを強く要望する。

(3)住宅取得の際の適用について

個人が一生に一度あるかないかの買い物に対して、消費税率の引上げは大変な負担を強いるものである。特に裾野の広い住宅産業ということを考慮すれば、一步間違えれば景気回復の足を引っ張る懸念もある。個人がより良質で安心・安全な住宅に住めるよう、一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は消費税を支払った後、還付申告により一定割合を還付する税制面での優遇措置の導入を強く要望する。

(4)適用税率10%への引き上げに伴い消費税の滞納が大巾に増えることが懸念される。

この消費税の滞納を防止するためには、年12回分割納付方式を取り入れるなどの施策を要望する。

6. 印紙税の廃止

取引のグローバル化や電子取引の進展（IT化）等に伴い、事務手続を含めた税制全般について見直す必要性が生じている。特に印紙税は、電子商取引の出現により課税客体である文書が無くなる訳であり、次第にその存在意義を失ってきている。平成26年度より一部印紙税の軽減措置が拡大されたが、海外での契約書の作成調印やネット取引による印紙税の節約傾向が強まるなか、印紙税は廃止すべきと考える。全面廃止までに、文書課税は即刻廃止してほしい。

7. 道州制の採用

国および地方自治体はいずれも極めて厳しい財政状態にあり、これを再建・健全化するためには、財政支出の削減、国・地方議員の削減、行政機構の簡素化、行政の民間への委譲等、所謂“小さな政府”の実現が必要であるが、いずれも大胆な大改革を断行しなければ実現不可能である。その一案として、昨年引き続き『道州制』の採用を提案する。全国の市町村の合併を推進し、全国を8から10の州（ブロック）に分け、都道府県を廃止して徴税の中心を州（ブロック）とする。そして地方に権限と財源を移譲し、政府は外交、防衛や教育、金融政策などに特化すれば、国と地方による二重行政の弊害を解消し、少なくとも同一業務を重複して担当する公務員を大巾に削減することができる。歳出の削減は勿論、地域的不均衡も是正され、“小さな政府”の実現が可能となる。ハードルは高いが、今こそ思い切った行・財政改革の柱として取り組むべきである。なお、道州制への移行を視野に、国から地域の事情をよく知る自治体に財源と権限を移譲すべきである。

8. 環境税のあり方

環境問題は、分野的にも地域的にも広汎かつ多面的な関連を有する問題であり、その税制上の対応については性急に論ずる問題ではない。従って社会トータルの問題として、環境問題個々の状況に応じて、巾広く慎重に検討すべきものとする。環境税制について論ずる前に、環境の良化や保全に貢献するためにした経費を損金に算入できる措置や補助金の支給または助成する措置を考えるべきである。また、平成24年度税制改正に組み入れられたが、地球温暖化対策のため石油石炭の税率の上乗せについては、暫定税率が残っている中での適用であり、暫定税率を含め廃止すべきである。

9. マイナンバー制度の運用

マイナンバー制度は、納税者の所得及び資産を把握するためには効果的な制度である。特に、利子所得、配当所得及び有価証券譲渡益の源泉分離課税から総合課税への移行時などの資産課税税制の一本化や社会保険料の徴収において、当局にとって極めて効率的かつ有効な制度である。本制度は単に税制にとどまらず、導入・運用費用の増加、国内資金の海外シフト等の懸念に加え、個人情報保護等、国民生活に影響を及ぼす大きな問題を孕んでいる。運用にあたっては、関係省庁は決して縦割組織で対応することなく、省庁間の連携を密にした横割組織で対応することを強く要望する。また、マイナンバー制度で得られた情報は公的機関が保有するのみとし、民間への転用は禁止し、様々な情報と状況を国民に対して十分な広報活動を実施し、情報漏洩に関しては万全なセキュリティ対策を講ずることを要望する。

10. 電子申告・納税制度のあり方

平成16年度から開始された電子申告・納税制度は、企業や税務当局にとって事務効率の改善等につながる有益な制度であり、“e-Tax”については、かなりの伸展が見られている。しかし、ユーザー側にとっては、いまだ情報管理やシステムに係るセキュリティの問題や初期投資費用の問題等に加え、取扱方法を新方式へ変える抵抗感等が絡み、当初計画通りに伸展していない部門がある。電子申告・納税制度を一層推進するためには、国税と地方税の取扱いを一体化することは勿論のこと、金融機関の税金納付に係る手数料を無料化する等の措置が必要である。特に、利用した場合は、法人・個人を問わず税額控除を行う等の何らかのインセンティブを与える施策が必要と考える。

11. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱いの相違から極めて複雑な会計処理が要求されている。また、時価会計、税効果会計や減損会計が導入されてより一層乖離してきている。また、上場会社においては国際財務報告基準（IFRS）を採用する企業が年々増加する傾向であり、日本基準と合わせて開示が必要であるため、企業会計の事務負担や会計処理の煩雑さがますます増大すると考えられる。企業経営の健全化、企業の事務負担の軽減等の観点から、企業会計と税務会計は勿論のこと、国税と地方税間の整合性も図るべく真摯な検討と国際財務報告基準への対応を含めた関連法令の改定を要望する。また、商法・会社法等の関連法令の改正や制定により税法との取扱いにおいて、乖離が目立ってきている。官庁の縦割組織による法制化姿勢を是正し、関連する法令については、官庁間で事前に調整を行う等、法令間の整合性を図ることを併せて要望する。

＜第三 個別事項＞

1. 法人税

(1)交際費について引き続き、次を要望する。

- a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。また、飲食費の少額控除額5千円を1万円に引上げること。
- b. 新社屋落成式、会社創立記念行事等の招待費用の交際費計上に際し、祝金や会費等の収入金額は、税務上の交際費から減算できるようにすること。

(2)引当金の損金算入について

- a. 役員及び従業員の退職給与引当金の復活について

法人税法では退職給与引当金及び適格年金制度を廃止する一方、所得税法では退職金に対する手厚い非課税枠を設けるなど、取扱いにミスマッチが見られる。企業負担を軽減するとの観点から、退職給与引当金の復活を強く要望する。

- b. 賞与引当金の損金算入について

賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

- c. 東日本大震災や熊本震災のように、自然災害から生じる被害は経済活動に大きな影響を及ぼす。そのため、自然災害に備えた無税の引当金の創設を要望する。なお、負債性引当金については、将来のある時期に損金処理されるものであるため、発生した事業年度で損金算入すべきである。

(3)資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

- a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引上げるとともに、当該金額限度額を300万円に引上げ、損金処理を認めること。
- b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入とすることを要望する

(4)事業年度を跨がった場合の災害復旧費用の処理について

災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨がった場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、費用計上ができるようにすること。

(5)減価償却関連事項として次を要望する。

- a. 法律・条例等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。
- b. 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、日進月歩のソフトウェアの性格から取得時の一括損金算入を認めること。認められるまでの間、電算機のソフトウェアの更新費用は50万円以下のものについては、一時の損金として認めること。

(6)貸倒損失の損金処理できる特例について

平成23年度税制改正では、貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(7)研究開発支援税制の本則化について

ものづくり日本にとって、国際競争力を維持・強化していく上において、研究開発投資は極めて重要なものである。研究開発支援税制は、わが国が国際競争力を保持していく上で有効な税制であり拡充すべきである。また、時限措置でなく本則化すべきである。

- (8)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引下げられ、売買も不可能となっている。加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。
- (9)外国子会社配当金益金不算入制度の対象となる外国子会社は出資比率25%以上となっている。現地資本及び国内複数会社での合併出資等の例を考慮した場合、出資比率は20%以上に引下げるべきと考える。
- (10)リサイクル料の損金算入を認めること。
- (11)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%に引下げること。
- (12)会社立て直しのために債権放棄した場合、「債務免除益」として課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過した部分に相当する金額については益金不算入とすること。
- (13)不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。
- (14)法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。
- (15)法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。
- (16)災害見舞金への課税免除について
激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する災害見舞金等は損金算入を認めるべきである。
- (17)事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。

2. 所得税

- (1)諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する
 - a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。現行の基礎控除額38万円は低すぎる。生活保護給付等と比較し増額すべきである。
 - b. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。
 - c. 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を5万円（現行10万円）とすること。また、医療費控除の最高限度額を300万円に引上げること。
- (2)給与所得者の申告について次を要望する。
 - a. 平成27年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」の場合は、財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。
 - b. 主たる給与以外の所得限度額を現行の20万円から110万円に引上げること。
- (3)社会保険診療報酬の特例措置は、平成25年度税制改正でも更なる特定者に対する優遇措置（現行5,000万円が7,000万円に）がなされたが、産科・小児科及び過疎地域の医師を除き概算経費率による計算は廃止すべきである。
- (4)確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6カ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引上げること。
- (5)源泉所得税に関する事項として次を要望する。

源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。

(6)不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。

- a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に上げること。
- b. 譲渡所得の特別控除を大巾に上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に上げること。
- c. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に上げること。
- d. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に延長すること。

3. 相続税・贈与税

(1)婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除できることとすること。また、夫婦間の相続について、不動産取得税は非課税とすること。

(2)居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。

(3)相続財産確定のために支出した費用（遺言執行費用、弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。

(4)相続税基礎控除額については、平成27年1月より「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられたが、少なくとも元に戻すべきである。

(5)法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、現行の税額控除額・年10万円はいかにも低過ぎるので、60万円程度に上げること。また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円程度まで上げること。

(6)法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税とすること。廃止する迄は、少なくとも、それぞれの非課税限度額を、現行の500万円を3,000万円に上げること。

(7)非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

- a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。
- b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引き上げること。
- c. 非上場株式の評価は、配当還元方式とすること。
- d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。

(8)準確定申告及び納税期限を4ヶ月から6ヶ月へ延長すること。また、相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より1年以内に改めること。

(9)贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に上げること。また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できることとし、適用回数制限は設けないこと。また、夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

- (10)直系尊属からの生前贈与や高齢者から若年層への資産移譲を促進するためには、最高税率55%は従前の最高税率50%に戻すべきである。
- (11)また、贈与税の非課税枠を110万円から200万円に引き上げることを要望する。
- (12)相続後の一定期間内に被相続人から保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更生の請求ができるようにすること。
- (13)平成26年度の税制改正で、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（土地譲渡に係る相続税額の取得費加算）の見直しが行われることとなったが、これを従前に戻すこと。
- (14)土地・建物等を、相続や遺贈あるいは贈与により取得したのちに譲渡した場合は、譲渡した財産に対応する相続税あるいは贈与税額を取得費に加算できるようにすることを要望する。

4. 地方税

- (1)法人・個人住民税について次を要望する。
 - a. 基本事項でも述べたとおり、住民税は国税の付加税として一本化すること。
 - b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。
 - c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。
- (2)市町村合併を推進するとの観点から、超過課税、事業所税課税、農地の宅地なみ課税は、三大都市圏に限定すること。
- (3)県民税の利子割は納付内容が煩雑なため、国税に吸収し一本化すること。
- (4)自動車税関連事項として、基本事項でも述べたが、自動車重量税の廃止を要望する。
- (5)現在の土地の評価は、公示価格を基準に算定され、調整措置のうえ課税されているが、実態に即していない。公示価格、路線価、固定資産税評価額を一元化すること。（一物一価）
- (6)減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。また、法人の減価償却資産の申告にあたっては、毎年1月1日直前の事業年度末における帳簿価格によることと改定すること。また、提出期限は2月末日迄とすること。
- (7)公益・一般社団化された法人会が直接かつ本来の事業の用に供する不動産の固定資産税及び不動産取得税は商工会議所や商工会の例に準じて非課税とすること。
- (8)地方税（住民税、事業税）については、欠損金繰戻し還付制度を設けること。また、併せて延納制度も設けること。
- (9)2つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告・納付並びに特別徴収となる従業員個人の住民税については、当該法人の本店所在地において一括して納付できるようにすること。また、申告用紙が地方自治体ごとに異なるので、全国共通とし統一化すること。
- (10)課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。また、常時、縦覧できるようにすること。

(11)固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。

5. 消費税

- (1)消費税の確定申告書の申告期限及び納付期限の延長を法人税と同様、事業年度終了後3ヶ月以内とすること。
- (2)ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。

6. 印紙税

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

- (1)印紙税は文書内容により税額が異なっており、課税文書かどうかの可否判断が非常に難しい。簡素化し、分かり易くすること。また、納税額を定額とすること。
- (2)売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に上げること。
- (3)約束手形及び為替手形の印紙税の非課税限度額を、現行の額面金額10万円未満から30万円未満に上げること。
- (4)消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、また7号文書（継続的取引となる契約書）を含めて一律200円にすること。
- (5)法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。

以上

サッポロビール静岡工場謹製

ビア☆フェスティバル

8/30
Wednesday

●サッポロ生ビール飲み放題、和・洋・中のバイクと特なアトラクションで GOGO!

●開催日時

8月30日(水) 18:45~21:10

●料金:お1人様 5,500円諸税込



ホテルアンピア松風閣
 焼津市浜当日海岸通り星が丘 〒425-0012
TEL054-628-3131

■お振込先:焼津信用金庫本店(替)410906 口座名:ホテル松風閣(株)アンピア

**Billy 片田と
テネシーウエスト**

エルヴィス・プレスリーファンクラブが主催する「日本のエルヴィス・コンテスト」でグランプリを受賞。作詞家の湯川れいこ氏に絶賛される、プレスリーのナンバーはじめオールディーズ、昭和40年代の日本の曲も取り入れながら全国のライブハウスで活躍中

藤枝駅南口より送迎バス運行【予約制】
 (迎)藤枝駅南口18:00発⇒西焼津駅北口18:15発(送)ホテル21:20発

詳細は専用パンフレットをご確認ください。



加算税制度（国税通則法）の改正のあらまし

平成 28 年度の税制改正により、国税通則法の一部が改正され、その中で加算税制度の見直しが行われました。

- 1 実地の調査に際し、税務署等から納税者に対して、調査に関する一定の事項の通知（以下「調査通知」といいます。）があった場合に、その調査通知以後の修正申告書又は期限後申告書の提出（以下「修正申告等」といいます。）に対して、加算税が課される措置が設けられました。
- 2 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合に加算税の割合が加重される措置が設けられました。

なお、改正後の制度は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限又は法定納期限（法定申告期限又は法定納期限とみなされる期限を含みます。）（以下「法定申告期限等」といいます。）が到来する国税から適用されます。

1. 調査通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税の見直し

修正申告書（期限後申告に係るものを除きます。）が、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に 5%（期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分は 10%）の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされました。

また、期限後申告書（その修正申告書を含みます。）についても、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正又は決定を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に 10%（50 万円を超える部分は 15%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされました。

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

修正申告等の時期	過少申告加算税		無申告加算税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
法定申告期限等の翌日から調査通知前まで	対象外	同左	5%	同左
調査通知以後から調査による更正等予知前まで	対象外	5% 〔10%〕	5%	10% 〔15%〕
調査による更正等予知以後	10% 〔15%〕	同左	15% 〔20%〕	同左

(注) 1 [] 書きは、加重される部分（過少申告加算税：期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分、無申告加算税：50 万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。

2 更正等を予知してされたものである場合には、調査通知の有無にかかわらず、加算税（調査による更正等予知以後の加算税割合）が賦課されます。

- 「調査通知」とは、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の 3 項目の通知をいいます。
- 調査通知前、かつ、更正等予知前の修正申告等については、今回の見直し後においても引き続き、過少申告加算税は課されません（無申告加算税が課される場合の加算税割合は 5%です。）。

2. 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入

期限後申告等(注)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（調査による更正又は決定の予知後に課されたものに限ります。）又は重加算税を課された（徴収された）ことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する（徴収する）無申告加算税又は重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に 10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。

(注) 期限後申告等とは、①期限後申告書又は修正申告書の提出（更正又は決定を予知してされたものに限ります。）、②更正又は決定の処分、③納税の告知又は告知を受けることなくされた納付をいいます。

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

加算税の区分	期限後申告等があった日前5年以内に同じ税目に対して無申告加算税又は重加算税を課された（徴収された）ことの有無	
	無	有
無申告加算税	15% 〔20%〕	25% 〔30%〕
重加算税（過少申告加算税に代えて課されるもの又は不納付加算税に代えて徴収されるもの）	35%	45%
重加算税（無申告加算税に代えて課されるもの）	40%	50%

(注) 〔 〕書きは、加重される部分（50万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。

- この加重措置は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について、期限後申告等があった場合に適用されます。そのため、平成 28 年 12 月 31 日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課される加算税には、この加重措置の適用はありません。
- 期限後申告等のあった日が加重措置適用の判定における基準日となるため、基準日から遡って 5 年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがあるか否かの判定においては、平成 28 年 12 月 31 日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課された加算税を含めて判定されます。
- 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、今回の新たな加重措置の適用はありません。

○ 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索

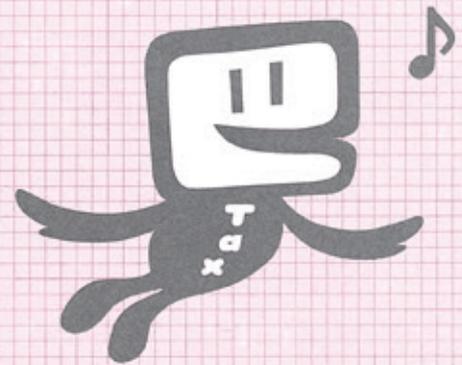
○ ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。



国税庁・国税局・税務署
平成 28 年 12 月

簡単・便利

国税の納付は、 ダイレクト納付 をご利用ください



徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、源泉所得税を納めている方に、特におすすめです。



スマホ・タブレットでもOK!

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能!
- インターネットバンキングの契約が不要!
- 金融機関や税務署の窓口に向く必要がありません!

便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能!
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能!

ダイレクト納付を利用するには

1

ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある
利用可能金融機関は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でご確認ください。

2

利用者識別番号を取得する
e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。

3

ダイレクト納付利用届出書を提出する
「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

*ダイレクト納付が利用可能となるまでは、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

もり 森の力再生のため「森林づくり県民税」を負担いただいています

森林には「山崩れの防止」や「水を蓄える」などのさまざまな働き(森の力)があり、その恩恵は県民に広く及び共有財産です。森の力を回復する取り組みに充てるため「森林づくり県民税」を県民のみなさまに負担いただいています。

* 課税期間：税額は変更せずに平成28年度から5年間延長させていただきました。その後は、事業の実施状況、効果等を踏まえ再検討します。



《 森の力再生事業 》

間伐が遅れた人工林を手入れします

日光が入らず暗くなったスギやヒノキの人工林では、下草や広葉樹の生育を促すように間伐します。

災害にあった森林を復旧します

台風等により倒れたスギやヒノキの森林では、大雨による流出で被害が拡大しないように片付けます。

放置された竹林や広葉樹林を手入れします

都市近郊の放置された竹林は、周囲の住宅や畑、森林に侵入しないように伐採します。また大きくなりすぎた広葉樹林を間伐します。

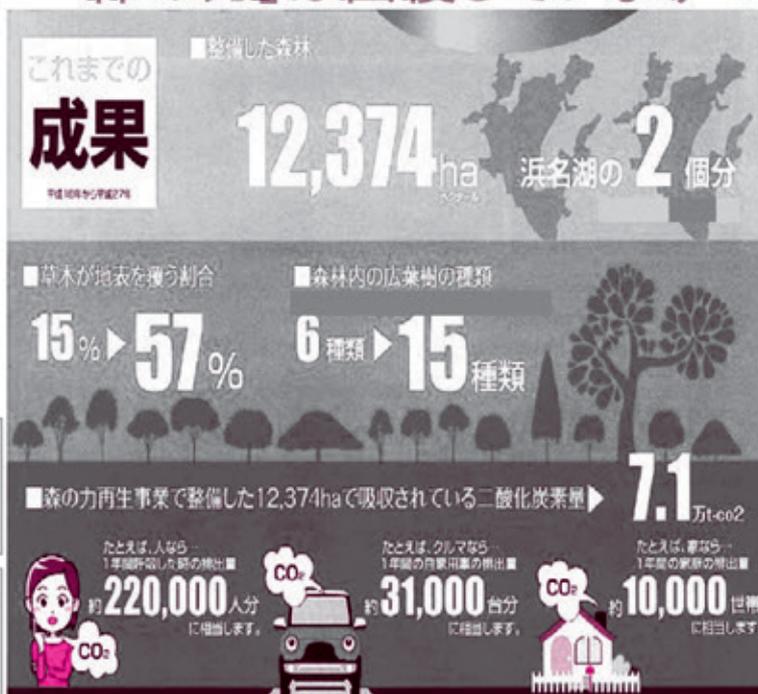
【森林づくり県民税の仕組みに関すること】

静岡県経営管理部 税務課 054-221-2337
藤枝財務事務所 管理課 054-644-9120

【森の力再生事業(使い道)に関すること】

静岡県経済産業部 森林整備課 054-221-2613
志太榛原農林事務所 森林整備課 054-644-9243

「森の力」は回復しています！



藤枝法人会会員の皆様方へのお知らせ

「法人事業概況説明書」に、次のことを記載しましょう！

- 藤枝法人会に加入していること（16「加入組合等の状況」の欄に記入）
- 自主点検チェックシートを作成していること（14「帳簿類の備付状況」の欄に記入）

The diagram illustrates the flow of information from the '法人事業概況説明書' (Form 1) to the '加入組合等の状況' (Form 16) and '帳簿類の備付状況' (Form 14). The '法人事業概況説明書' is divided into '表' (Front) and '裏' (Back). Arrows indicate that information from the '裏' section is used to fill out Form 16, and information from the '表' section is used to fill out Form 14.

法人事業概況説明書 (表)

法人事業概況説明書 (裏)

16 加入組合等の状況

16 加入 組合 等 の 状 況	○ ○ 法人会会員 ・ ○ ○ 法人会理事		
	(役職名)		
	(役職名)		
	営業時間	開店 時	閉店 時
	定休日	毎週 (毎月)	曜日 (日)

14 帳簿類の備付状況

14 帳 簿 類 の 備 付 状 況	帳簿書類の名称	
	自主点検チェックシート	

公益社団法人藤枝法人会

◎自主点検チェックシート・ガイドブックは藤枝税務署・法人会事務局に備え置きしてあります。

(平成29年2月3日～平成29年5月22日)

法人会活動

全法連・東海法連・静岡県連



3月9日 第71回東海法人会連合会大会
会場 / ホテル花水木



4月7日 第12回全国女性フォーラム鹿児島大会
会場 / 城山観光ホテル

平成29年4月7日(金)城山観光ホテルにて、全国の法人会女性部会員約1,600名が一堂に会して、「輝け女性! その風は南から」を大会キャッチフレーズに、国税庁の川嶋課税部長様他多数のご来賓ご臨席のもと、第12回法人会全国女性フォーラム鹿児島大会が開催された。

記念講演では、株式会社国際協力銀行の林 信光(はやし のぶみつ)氏が「明日の社会と税金を語る～霞が関からワシントンまで～」と題し講演を行った。

また、会場には、「税に関する絵はがきコンクール」の力作揃いの優秀作品が展示され、平成28年度全法連女連協会長賞作品をはじめ、全国の単位会代表作品を来賓やフォーラム参加者は熱心に鑑賞していた。

本 会



2月8日 税務講習会
テーマ 「税務調査等における“目のつけどころ”」
講師 / 藤枝税務署 副署長 矢澤 昇 氏
会場 / 焼津文化会館



4月28日 新入社員研修講座
 <第1部> テーマ「社員の心得」
 講師/ (株)フィールドデザイン 代表取締役 中山佳子氏

<第2部> テーマ「社会人と税」
 講師/ 藤枝税務署 副署長 矢澤 昇氏
 会場/ 焼津文化会館



5月22日 第5回定時総会並びに記念講演会
 演題 「地域から日本を変える！これからの企業のあり方」
 講師/ フリーキャスター・事業創造大学院大学客員教授 伊藤聡子氏
 会場/ ホテルアンピア松風閣

青年部会



2月14日 勉強会
 演題 「町工場のおやじ 電気自動車に挑む！」
 講師/ (株)淀川製作所 代表取締役 小倉庸敬氏
 会場/ 小杉苑



5月17日 第5回全体会並びに記念講演会
 演題 「地方の中小企業が世界進出するには」～海外進出からこれまでの歩み～
 講師/ 重光産業(株) 代表取締役社長 重光克昭氏
 会場/ 小杉苑

女性部会



2月3日 税金教室
テーマ 「税金あ・ら・か・る・と」
講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 石原 等 氏
会場 / 焼津文化会館



4月22日 社会貢献活動
藤まつりにて税のPR活動
会場 / 蓮華寺池公園



5月11日 第5回全体会並びに記念講演会
演題 「緑茶と生活習慣病対策」～がん予防作用を中心に～
講師 / 静岡県立大学名誉教授・農学博士 小國伊太郎 氏
会場 / ホテルアンピア松風閣